

画像データ化された各種登記簿等の取扱いについて

以下の各種登記簿等については、平成27年4月1日から、原則として、コンピュータシステムに登録されている画像データを利用して謄抄本を作成することとなりましたので、お知らせします。

また、閲覧につきましても、画像データを用紙に出力して交付することになります。

なお、謄抄本の交付又は閲覧について、従前の取扱いを希望する場合は、登記所窓口にお申し出ください。

《対象となる各種登記簿等》

立木、工場財団（工場抵当法第3条目録を含む。）、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、観光施設財団、道路交通事業財団、船舶及び製造中の船舶、農業用動産抵当、建設機械、鉱害賠償登録、自動車交通事業財団並びに夫婦財産契約に関する登記簿、目録、図面、信託目録並びに共同担保目録（土地及び建物に係る信託目録及び共同担保目録を除く。）並びに電子情報処理組織による取扱いに適合しない土地の登記簿

【注意事項】

- 1 この取扱いは、オンライン請求、登記情報交換サービス及び登記情報提供サービスの対象外となります。
- 2 画像データは、日本工業規格A列3番又は同規格A列4番の普通紙に等倍又は縮小印刷されます。